

2025年3月11日

該当所属長 各位

法人営業部長

### 【JA物件限定】新規予防・駆除消毒割引キャンペーンについて

J A扱いの物件限定でシロアリ消毒について下記の通りキャンペーンを実施します。

#### 記

##### 1. 対象期間

2025年3月14日（金）調査申込分～2025年7月31日（木）完工分

##### 2. 内 容

上記期間内のシロアリ消毒価格を、取引中JAの正・准組合員及びJAが承認した員外のお客様を対象に、キャンペーン割引にて販売する。支払いは必ずJA扱いとすること。

JAキャンペーン割引	商品名	値引率 (%)
	新規予防消毒	10%引き
	新規駆除消毒	

※5年以上経過した保証切物件を新規予防・駆除で契約する場合、キャンペーン割引対象。

※「再消毒」「保証切予防」「増築予防」「建前消毒」は除く。

##### 3. 留意事項

(1) 上記JAキャンペーン割引からの値引きは一切禁止。

上記期間中の該当商品は、JA物件限定で通常価格での契約禁止。

※社員・縁者・神社仏閣物件は原則同率割引が可能な為、JAキャンペーン割引対象外。

値引区分には2：縁者や9：神仏公を入力すること。

社員・縁者・神社仏閣割引後に更にJAキャンペーン割引することは禁止。

※40m<sup>2</sup>以下の場合、基本価格から10%引きで提案してください。

(2) 本キャンペーン期間中の商品コードは変更ありません。

(3) 「契約前の値引に関する稟議書」は契約入力で値引区分に「3：特販キャンペーン」を入力することにより、不要となります。キャンペーン以上の値引きとなれば、値引き稟議書を作成し、値引区分にAを入力してください。

(4) 契約書類作成時は、JA用業務契約書(H156)の、1. シロアリ防除システムの空欄に『JAキャンペーン値引き10%』と記載し、金額欄に値引いた額を記入してください。

(5) 高齢者等の販売に関する社内ルール・コンプライアンスに則った販売を行うこと。

(6) 歩合率に変更はありません。現状の歩合区分に準じます。

(7) セット価格の適用基準は従来通りです。

(8) 本キャンペーンは、アメリカカンザシロアリに対しては適用できません。

(9) キャンペーンはJA物件限定となりますので、所属一覧の取引中JAが対象となります。

※JA福岡市・JAならけんはキャンペーン対象

【対象所属と JA一覧】

店番	所属	該当 JA
4	佐世保支店	J Aながさき西海・J Aながさき県央・J A伊万里
5	長崎支店	J A長崎せいひ・J Aごとう
6	諫早営業所	J A長崎せいひ・J Aながさき県央・J A島原雲仙
7	福岡支店	J A対馬・J A福岡市東部・J A粕屋
8	北九州支店	J A北九・J A福岡京築・J A直鞍
9	下関支店	J A山口県
10	大分営業所	J Aおおいた
11	徳山営業所	J A山口県
12	久留米営業所	J Aふくおか八女・J Aにじ・J A柳川・J Aみなみ筑後・J Aみづま・J A筑前あさくら・J A福岡大城・J Aくるめ
13	岩国営業所	J A山口県
15	佐賀営業所	J Aさが・J A佐賀市中央
16	福山営業所	J Aおちいまばり
19	小郡営業所	J A山口県
23	島原営業所	J A島原雲仙・J Aながさき県央
24	唐津営業所	J Aからつ・J A伊万里・J A壱岐市・J Aながさき西海・J A糸島
25	宗像営業所	J Aむなかた・J A北九・J A直鞍・J A粕屋
26	中津営業所	J Aおおいた・J A福岡京築
27	三原営業所	J Aおちいまばり
30	鹿児島支店	J A北さつま
31	宮崎営業所	J A児湯・J A西都
39	新居浜営業所	J Aえひめ未来・J A周桑
41	松山支店	J Aおちいまばり
42	熊本支店	J Aおおいた
46	薩摩川内営業所	J A北さつま
47	都城営業所	J Aこばやし・J Aえびの市・J A都城
55	日向営業所	J A日向・J A高千穂地区・J A尾鈴・J A児湯
63	玉名営業所	J Aみなみ筑後
79	行橋営業所	J A福岡京築
98	出水営業所	J A北さつま
101	八幡営業所	J A北九
124	福岡西営業所	J A筑紫
156	大村営業所	J Aながさき県央
157	武雄営業所	J Aさが

(10) JAキャンペーン割引は、上記 JA管内（取引エリアのみ）で適用されるものとし、支払いは必ず JA扱いとすることが必須条件です。未回収トラブル防止のため、該当 JAで対応していない支払条件をお客様に提示しないこと。

JA扱いにする場合は、JAに受注連絡書を送信し事前照会を行なってください。

(11) JA割引を適用したにも関わらず、支払いが一般扱いに変更となった物件については、通常の「契約前の値引に関する稟議書」を使用して対応してください。

なお、この場合歩合はHS事業本部と協議し決定します。

以上

(担当：茨木、岡田、川副)